川俣町耐震改修促進計画

【令和４～１２年度】

令和４年６月

川　俣　町

目　　次

はじめに
（１）計画策定（令和４年度改定）の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）計画の位置付けと目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（３）計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

１　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
（１）想定される地震の規模、被害の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（２）耐震化の現状と耐震改修等の目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

２　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
（１）耐震診断･改修に係る基本的な取組方針　・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（２）耐震診断・改修の促進を図るための支援策　・・・・・・・・・・・・・・ 8
（３）安心して耐震改修を行うことができるための環境整備　・・・・・・・・・ 8
（４）地震時の建築物の総合的な安全対策と減災化の基本的対策・・・・・・・・9
（５）優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定　・・・・・・・・・・・・・10

３　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
（１）地震ハザードマップの作成・公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（２）相談体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（３）パンフレットの作成とその活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（４）町内会等との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

４　その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項　・・・・・・・・・・ 12

はじめに

（１）計画策定（令和４年度改定）の背景

我が国は、世界で有数の地震大国と言われ、首都直下地震、南海トラフ地震など巨大地震発生の切迫性が指摘されており、本町周辺においても、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されているなど地震災害への対策が重要な課題となっています。

過去の大規模地震を振り返ると、平成 7 年に発生した兵庫県南部地震（阪神･淡路大震災）は、マグニチュード(M)7.3、最大震度 7 という都市直下型地震であり、倒壊した住宅･建築物等が 6,434 人もの尊い生命を奪っただけでなく、多くの人々の避難や救援･救助活動を妨げ、被害を拡大させました。

その後も、平成 16 年の新潟中越地震、平成 17 年の福岡県西方沖地震、平成 19 年の新潟県中越地震、平成 20 年の岩手･宮城内陸地震など近隣県を含めて大規模地震が頻発し、平成 23 年 3 月 11 日には、東北地方太平洋沖地震が発生しました。

この大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード(M)9.0 の地震で、本県など 4 県で震度 6 強以上を観測し、およそ 2 万人近い死者と 2,500 人を超える行方不明者を出すなど、自然災害としては戦後最大となる甚大な被害（以下、本計画において「東日本大震災」という。）をもたらしました。

そして、10 年後となる令和 3 年 2 月には、マグニチュード(M)7.3、最大震度 6 強の地震が福島県沖で発生し、本町は再び大きな被害（以下、「福島県沖地震」という。）を受けることとなりました。

このように、地震は、いつ、どこで発生するか分からず、我々の身近なところで起こる避けることのできない事象であることから、様々な分野で地震発生時の被害を可能な限り軽減できるよう、平時から十分に備えておくことが極めて重要であり、建築分野においては、住宅･建築物の耐震化や減災化を計画的に進めていくことが求められています。

本計画は、本町が住宅･建築物の耐震化を促進していくための基礎となるものであり、耐震化に係るこれまでの取組状況や社会情勢等の変化、国が掲げた新たな耐震化目標や基本的な方針等を踏まえながら、これまでの計画に必要な見直しを加えた川俣町耐震改修促進計画となります。

① 川俣町耐震改修促進計画の改定経緯

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（以下「法」という。）に基づき、国の方針及び平成 19 年 1 月に策定された「福島県耐震改修促進計画」を踏まえ、本町においても今後発生が予想される大地震等から町民の生命を守るため、木造住宅等の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく平成 21 年 1 月に「川

俣町耐震改修促進計画」を策定。東日本大震災による甚大な被害や社会情勢の変化により、更なる耐震化促進の取り組みを充実･強化する必要が生じたため、平成 28 年 3 月に本計画の見直しを行いました。

② 東日本大震災における住宅及び建築物の甚大な被害

東日本大震災により、町内で 1,956 棟の住宅、工場、町役場庁舎、公民館などの公共施設の全壊･半壊･一部損壊、さらには 102 箇所の町道、林道の路面の亀裂や沈下などがあり、多くの建築物が建て替えや修繕等を余儀なくされています。このように大地震により住宅や建築物が被害を受けると、その後の生活基盤が揺らぐこととなることから、耐震化･減災化により一層の取り組みが必要となりました。

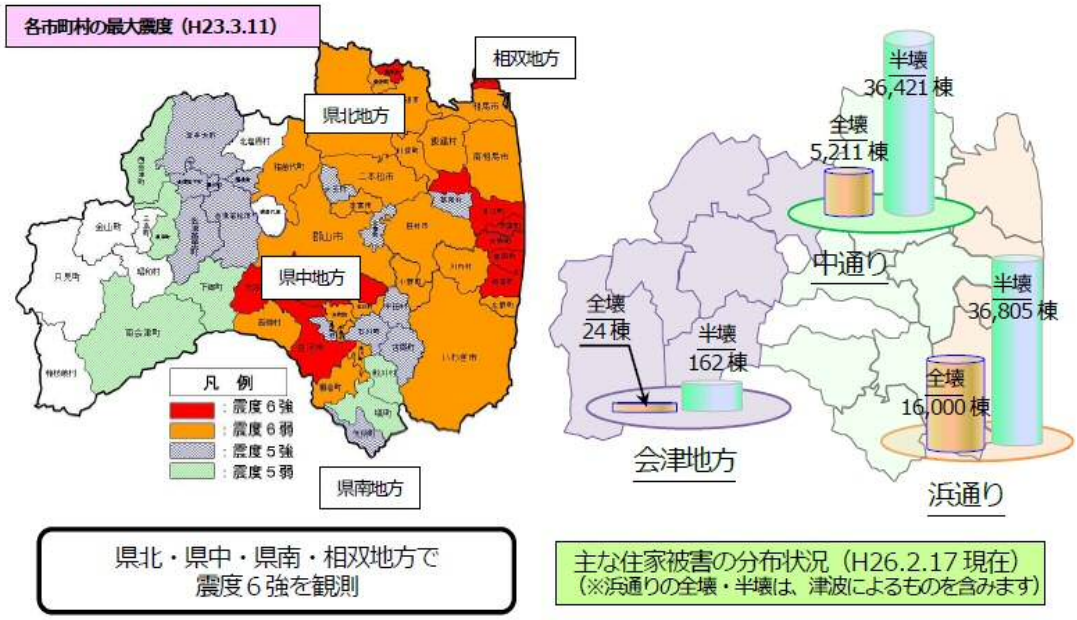


図１　東日本大震災における家屋の被害状況

③ 国における住宅の耐震化率の目標の見直し

国がこれまでに閣議決定した「住生活基本計画」（令和 3 年 3 月）において大規模災害に対する防災･減災対策の向上として、住宅の耐震化率の目標を令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消としたことから、これらの計画と整合性を図る必要が生じました。

（２）計画の位置付けと目的

本計画は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、国の基本方針（※）を踏まえて策定します。

また、本計画は、町内における住宅･建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることを目的としています。

（※）法第 4 条に基づき、国が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

（３）計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間とします。

１　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

（１）想定される地震の規模、被害の状況

「福島県地域防災計画」においては、「福島盆地西縁断層帯」「会津盆地西縁断層帯」「双葉断層」「福島県沖」の地震を想定しており、想定の結果、建築物等に対して以下に示す地震被害の発生が想定されています。

① 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度 6 強を記録するほか、福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など震源域を中心とした長径 30Km、短径 20Km の楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想されます。

この地震により、建築物については、木造大破約 11,300 棟、非木造破壊約 500 棟の被害が想定されます。

また、都市部には、行政機関庁舎、警察署、消防署、ライフライン関係機関等の防災関係機関の施設をはじめとして、病院、避難所、主要幹線道路など防災上重要な施設が集積しており、これらの施設が被害を受け、機能が損なわれた場合には、被災地で展開される様々な災害対策活動に支障をもたらすことになります。

② 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津坂下町、会津若松市、会津美里町などでは、最大で震度 6 強の強い地震動の発生が予想されます。

この地震により、建築物については、木造大破約 11,000 棟、非木造破壊約 340 棟の被害が想定されます。

また、会津盆地周辺は、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市機能や市民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬期に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な被害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想されます。

③ 双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度 6 強の強い地震動を伴い相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯館村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた地域に被害が集中的に発生するものと想定されます。

この地震により、建築物については、木造大破約 7,700 棟、非木造破壊約 200 棟の被害が想定されます。

④ 福島県沖地震

福島県沖では、過去に 100～200 年程度の周期でマグニチュード 7 前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もありました。

福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度 6 弱の大きな揺れが発生するものと予想されます。

この地震により、建築物については、木造大破約 4,700 棟、非木造破壊約 160 棟の被害が想定されます。

政府の地震調査研究推進本部が令和 3 年 1 月 13 日に公表した「福島県沖地震」の発生確率は、令和 3 年 1 月 1 日を基準日として 10 年以内に 20%程度、30 年以内に 50%程度、50 年以内に 70%程度となっており、想定マグニチュードは 7.0～7.5 程度となっています。

令和 3 年 2 月に発生した「福島県沖地震」では、県内の最大震度 6 強を観測し、住宅被害は全壊 118 棟、半壊 1,804 棟、一部損壊は 20,113 棟となりました（2021 年 10 月 12 日現在）。

⑤ 宮城県沖地震

政府の地震調査研究推進本部が令和 3 年 1 月 13 日に公表した「宮城県沖地震」の発生確率は、令和 3 年 1 月 1 日を基準日として 10 年以内に 0～0.4%程度、30 年以内に 60～70%程度、50 年以内に 90%程度以上となり、それ以前の想定よりも発生確率が高くなりました。

想定マグニチュードは 7.4 前後ですが、平成 23 年東日本大震災の発生に伴い、今

後もマグニチュード 7.0 を超える地震の発生が見込まれています。

昭和 53 年の「宮城県地震」では、県北地方及び相双地方北部で震度 5 を記録し、建築物被害は、全棟 6 棟、半壊 50 棟の報告があり、800 戸以上の住宅が何らかの被害を受けています。

平成 17 年の「宮城県沖を震源とする地震」では、宮城県で最大震度 6 弱を記録し、住宅被害 326 棟でしたが、福島県においては最大震度 5 強にもかかわらず、住宅被害はその 1.7 倍に上る 554 棟でした。

また、「日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第 3 条の規定により、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び新地町が防災対策推進地域として指定されており、この地域では震度 6 弱以上の地震発生が見込まれています。

このため、今後発生するものと予想される「宮城県沖地震」においては、県北地方及び相双地方の北部において前回と同程度かそれ以上の建築物の被害が想定されます。

表 1　定量被害想定結果の概要

想定区分	①福島盆地西縁断層帯地震	②会津盆地西縁断層帯地震	③双葉断層地震	④福島県沖地震
想定地震	M7.0 W=5Km D=10Km	M7.0 W=5Km D=10Km	M7.0 W=5Km D=10Km	M7.7 浅部 D=20Km
想定震度	最大６強	最大６強	最大６強	最大６弱
木造大破棟	11,306 棟	11,031 棟	7,723 棟	4,733 棟
非木造破壊棟	497 棟	342 棟	217 棟	158 棟
死者（夜/昼）	840 人/ 327 人	749 人/ 278 人	553 人/ 203 人	346 人/ 131 人
負傷者(夜/昼)	4,324 人/ 4,343 人	4,604 人/ 4,476 人	2,908 人/ 2,948 人	1,632 人/ 1,661 人
避難者	51,621 人	38,366 人	28,599 人	35,798 人

（福島県地域防災計画　地震･津波災害対策編より）



図２　想定地震の位置

（福島県地域防災計画　地震・津波災害対策編）

（２）耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

① 住　宅

令和 4 年 1 月 1 日時点で、川俣町町民税務課調査によると、本町の耐震化の状況は居住世帯のある住宅 7,741 戸のうち、耐震性がある住宅は 5,444 戸で耐震化率は約 70%と推計されます。

想定地震による想定被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化について継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和 7 年度までに 95%、令和 12 年度までに概ね解消することを目標とします。

② 特定建築物

本町には、法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）は別表 2-1･2-2 のとおりです。

また、法第 14 条第 2 号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物は別表 2-3 のとおりです。

なお、法第 14 条第 3 号に規定する福島県耐震改修促進計画又は川俣町耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物はありません。

特定建築物については、可能な限り早期に耐震性が確保されることを目標とします。

表 2　特定建築物の耐震化の現状　（単位：棟）　　（令和 3 年 3 月 31 日時点）

	昭和 56 年 6 月以降の建築物 ①	昭和 56 年 6 月以前の建築物②	うち耐震性有 ③	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率(%) (令和 2 年度末) ⑤/④
法第 14 条第 1 号	14	10	9 ※1	24	23	95.8
法第 14 条第 2 号	1	1	0	2	1	50.0
法第 14 条第 3 号	0	0	0	0	0	―
合　計	15	11	9	26	24	92.3

※1　改修中 1 件含む

表 3　特定建築物（用途ごと）の耐震改修状況　　（単位：%,棟）

	現況 (R2 年度末)	現　況	
		公共	民間
特定建築物（法第 14 条第 1 号）	(23/24) 95.8	(19/19)100.0	(4/5) 80.0
防災拠点施設（庁舎、公益上必要な施設）	(1/1) 100.0	(1/1)100.0	―
避難施設（学校、体育館等）	(11/11) 100.0	(11/11) 100.0	―
緊急医療施設（病院、診療所等）	(1/2) 50.0	―	(1/2) 50.0
不特定多数が利用する施設　（ホテル、旅館、銀行、遊技場等）	(5/5) 100.0	(2/2) 100.0	(3/3) 100.0
多数が利用する施設（賃貸住宅、事務所等）	(5/5) 100.0	(5/5)100.0	―

③ 防災拠点建築物

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、大地震発生時にその利用を確保することが公益上必要な建築物で、福島県が指定している防災拠点建築物は別表 3 のとおりです。

耐震性が不十分な防災拠点建築物を令和 7 年度までに概ね解消することを目標とします。

2　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

（1）耐震診断･改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題･地域の問題として意識して取組むことが不可欠です。町はこうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修促進を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講ずるとともに、町所有の建築物の耐震診断及び耐震改修について、積極的に取り組むこととします。

また、住宅をはじめとする建築物への支援、自治会等を通じた地域住民との連携により、即地的な取り組みが期待され、実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

（2）耐震診断･改修の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓蒙に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図ります。

町は、リフォーム相談窓口の設置により、木造住宅の所有者が住宅のリフォームの検討、計画の際、耐震に係る情報の提供等を行うとともに、耐震診断及び耐震改修を行う場合の費用の一部を負担するための実施要綱（木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修支援事業）を策定しています。

（3）安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

近年、耐震改修を名目とした悪徳リフォームが横行するなか、町民が安心して耐震改修を実施できるよう、地域の建築士･工務店との体制強化に努めます。

① 適正な耐震診断体制の整備

「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要綱」（令和 3 年 4 月改正）を活用するとともに、地域の建築士及び大工･工務店が連携した体制の整備に努めます。

② 町民への啓発活動

定期的な防災関連記事等の町広報誌への掲載に努め、町民の防災意識の向上を促進します。

③ 耐震診断･改修の技術力の向上

町内の建築士及び大工･工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

④ 住宅耐震化のさらなる促進

町民の安全･安心を確保するため、具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定します。本計画に掲げる住宅の耐震化目標（令和 7 年度の住宅耐震化率 95%）を達成するため、必要な取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進していきます。

（４）地震時の建築物の総合的な安全対策と減災化の基本的対策

東日本大震災や福島県沖地震においては、建築物の天井や窓ガラス、外壁部材、屋根瓦など非構造部材の落下や屋外の建築設備の転倒等による被害が報告されました。

また､昭和 53 年の宮城県沖地震や平成 30 年に発生した大阪府北部地震においては、ブロック塀の倒壊により多数の死傷者がでました。

これらの被害を最小限にすること（＝減災化）は、建築物の耐震化と同様、地震から人命を守るために重要性が高いことから、引き続き、減災化を推進していきます。

① 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、従来実施してきた「がけ地近接等危険住宅移転事業」の推進を図るとともに、危険性の高い大規模盛土造成地がある場合は､「宅地耐震化推進事業」の活用等を検討し、建築物の被害の軽減対策を図ります。

② 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

法第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として､「川俣町地域防災計画」一般災害対策編の緊急輸送路等の指定（第 1 次、第 2 次、第 3 次確保路線）（別表 4）に定められた町指定の緊急輸送路を指定します。また、指定した路線に対して建築物の耐震化も図っていきます。

③ 地震発生時の対応

地震の発生により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

④ 屋根瓦の脱落防止対策

大規模地震時には、屋根瓦の脱落等の被害が広範囲で発生しており、東日本大震災や福島県沖地震でも、その復旧が停滞するなど県民生活に大きな影響を及ぼした事例が多数発生しています。

このため、屋根瓦の被害防止に向け、くぎ等で緊結されていない脱落の危険性があるものについて、脱落防止対策を講じるよう指導します。

⑤ 段階的な耐震改修

建築物全体の耐震化が困難な場合は、居住者の生命の安全を優先するため、耐震性能を段階的に向上される耐震改修や寝室･居間など居住時間の長い部屋の部分補強を実施し、段階的に耐震改修を進めることについても相談に応じます。

⑥ ブロック塀等の耐震対策

ブロック塀等については、地震により倒壊し、歩行者が死傷する等の事故が発生しており、建築物とともに安全性を確保していくことが求められています。

このため、県と合同で実施している、通学路の沿道等にあるブロック塀等の点検を継続するとともに、避難路の沿道等に所在する現行の安全基準を満たさないブロック塀等の除却や改修工事等に係る補助事業を実施していきます。

（５）優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定

① 優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な既存建築物
・法の特定建築物
・木造住宅

② 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、川俣町地域防災計画第２編第１章第１１節で定める緊急輸送路等の指定に基づき主要公共施設、避難場所、輸送拠点へのアクセス道路の

沿線（別表 4 の町指定の緊急輸送路）及び川俣町地域防災計画第２編第１章第１２節に定める避難場所、避難所、避難路とします（別表 5 の避難場所、避難所及び避難路）。

表 4　緊急輸送路線によるネットワーク化対象施設　（「川俣町地域防災計画」一般災害対策編）

区　　分	施　　設
主要公共施設	・町庁舎　・出張所　・消防署分署　・警察署及び収容医療機関等
避難場所	・広域避難場所　・緊急避難場所　・避難所
拠点	・輸送拠点　・緊急ヘリポート（川俣高等学校、山木屋小中学校）

３　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

（１）地震ハザードマップの作成･公表

安全性の向上に向けた情報の普及を図ることが重要であることから、福島県の支援と協力により建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）の作成･公表に努めます。

（２）相談体制の整備

建設水道課を建築相談の窓口とし、木造耐震診断等の耐震対策や町民からの建築の計画相談に応じることが出来るよう体制整備に努めます。なお、技術的な相談は福島県県北建設事務所や関係機関と連携して対応することとします。

（３）パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した各種パンフレットを活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。また、広報誌等を通じて、県等が実施するセミナー等について、積極的な情報提供に努めます。

（４）町内会等との連携

地震等による災害等については、自治会や自主防災組織･消防団など、地域における住民に身近なところでの地震対策をはじめとして、一人暮らし高齢者や障がい者等、災害弱者になりやすい町民･世帯に対しては、行政をはじめとする、地域及び各種組織と連携を図ることは、有効かつ効果的で重要です。町は地域の活動と連携しながら、耐震化をはじめとした地域内活動での対策の推進普及啓発に努めます。

４　その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し必要に応じて見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。